

令和6年度 駅前児童公園詳細設計業務

特記仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、「令和6年度 駅前児童公園詳細設計業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に際しては、契約書及び本特記仕様書並びに関係法規に準拠することとする。

第2条（業務の目的）

本業務は、令和5年度に「JR芦原温泉駅周辺地区 竹田川周遊整備構想」を策定しており、整備構想実現にむけて、駅前児童公園について、周囲の環境をいかして公園全体の活性化や利便性の向上などの賑わい創出に向け、再整備に向けた詳細設計を行うことを目的とする。

第3条（業務箇所）

あわら市春宮一丁目 駅前児童公園 A=2,257 m² 別紙位置図の通りとする。

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日締結日の翌日より令和7年2月28日までとする。

第5条（一般事項）

- (1) 本業務を履行するにあたり、本仕様書によるほか、関係法令並びに指針等を勘案し進めるものとする。
- (2) 本業務に必要な資料は貸与する。
- (3) 本業務において関係機関と協議を必要とする場合は、監督職員の指示に従い協議を行うものとする。
- (4) 本業務において疑義が生じた場合は、発注者と受注者はその都度協議し、発注者からの最終的な指示に従うものとする。また、協議内容については議事録としてとりまとめるものとする。
- (5) 調査等を伴う土地への立入りは、地元住民と調和を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう十分心がけなければならない。
- (6) 本業務に関する全ての事項は、ISO等情報管理規定に基づき適正に管理すること。
- (7) 本業務の成果品については、引渡し完了後であっても受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに受託者の責任において訂正すること。

第2章 業務内容

第6条（業務内容）

業務内容は、以下の通りとする。

○測量業務 設計に必要な測量を実施する。

1. 仮BM設置測量 L=0.06Km
2. 中心線測量 L=0.06km
3. 縦断測量 L=0.06km
4. 横断測量 L=0.06km
5. 現地測量 A=0.25ha 1/500

○設計業務 測量成果及び貸与資料を基に詳細設計を実施する。

1. 与条件の確認及び調査
 - 1) 与条件や貸与資料の把握と整理
 - 2) 適用設計条件や設計基準の確認
 - 3) 関連機関との調整内容の確認
 - 4) 現地確認（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等）
2. 諸施設の検討及び設定
 - 1) 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針
 - 2) 造成基本方針
 - 3) 植栽基本方針
 - 4) 供給処理設備基本方針
 - 5) 整備水準・目標工事費
3. 実施設計の検討
 - 1) 整備の基本的方向性、導入施設、施設規模、仕様、配置等
 - 2) 動線計画、景観、意匠、空間構成、植栽等
 - 3) 既存施設撤去計画
 - 4) 施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法、施工時期
4. 実施設計図の作成

工事の実施に必要な図面を作成する。

 - 1) 案内図（施工位置図）
 - 2) 工種別平面図（縮尺 1/100～1/500）

実施設計平面図、割付平面図、造成平面図、施設平面図
植栽平面図、供給設備平面図、撤去平面図
 - 3) 各種施設の構造図
 - 4) 施工方法及び仮設構造（必要に応じて作成）

5. 数量計算

実施設計図に基づき、工事費算出に必要な施設の数量及び単位当り数量を算出する。

6. 概算工事費算出

実施設計図に基づき概算工事費を算出する。

7. 実施設計説明書の作成

上記検討資料をとりまとめ、業務の意図及び目的を明確にした報告書を作成する。

8. 照査

基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査

設計方法や設計手法の妥当性の照査

成果品の内容の適正照査

その他必要に応じて照査を実施すること。

9. 住民意見交換会

住民意見交換会の資料を作成し、出席すること。

第7条（打合せ協議）

設計協議は、着手時・中間時1回、最終納品時を基本とし必要に応じて行うものとする。なお、協議後は打合せ記録簿を作成し、相互確認を行うこと。

第8条（公園施設整備に関する要求事項）

（基本方針）

- ・竹田川の風景と融け合う眺望の保全と水と緑の景観とすること。
- ・住民や来訪者が集うような居場所とすること。
- ・赤ちゃんや高齢者まで人々をやさしく迎える快適なデザインとすること。
- ・竹田川とまちなかと人を結び、健康を生み出す周遊スポットとすること。
- ・竹田川を望めるようにすること。
- ・竹田川周遊整備構想の空間レイアウト図を参考とすること。

（共通）

- ・公園全体の機能的連携、維持管理に配慮した配置計画とする。
- ・竹田川河川公園と一体的利用を図ること。
- ・維持管理の負担を減らした整備とすること。
- ・公園のイメージに合ったデザインの園名板を配置すること。
- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した整備とすること。

（休憩施設）

- ・竹田川を臨める位置に屋根付き等の休憩施設を建築すること。
- ・災害時でも使用可能な防災用ベンチを1基以上設置すること。

(建築施設)

- ・多機能トイレ（男性・女性用ともに1据以上）を設置すること。
- ・トイレの設置場所は、住宅地から離れた場所とすること。

(民間事業者に求める賑わい創出)

- ・民間事業者に求める業務内容および要求内容は以下のとおりとする。なお、提案できない場合は、理由書（様式は任意）を提出すること。

業務内容	要求内容
賑わい創出に係る活動	公園を利用した活動
施設の管理	①公園敷地内の清掃および植栽管理 ②屋外トイレの清掃

- ・民間事業者が負担する経費は以下のとおりとし、公園の老朽化等の補修に係る経費は市が負担する。

- (1) 賑わい創出に係る活動に必要な経費
- (2) 施設の管理に必要な経費
- (3) 設置管理許可等を利用した飲食店や売店等の便益施設の設置・運営に係る経費

(その他)

- ・駐車場は景観に配慮した舗装とする。（思いやり駐車場2台、一般駐車場2台）
- ・植栽は高木を減らし、中高木、低木・地被類を多めに織り交ぜたデザインとすること。
- ・幼児用遊具を提案する場合は、小学生以下を対象とし、トリムパークかなづ（運動公園）やクレヨンランドかなづ（近隣公園）と差別化し、大型複合遊具は設置しないこと。
- ・防犯のため夜間も安全で魅力的な空間となるよう照明施設を整備すること。
- ・園内を快適に散策することができる園路を整備し、安全性を重視すること。
- ・都市公園内にある残置物はすべて撤去処分すること。
- ・給水設備を設置すること。
- ・住宅地との境界に目隠しを設置すること。
- ・イベント（マルシェ等）開催時等にキッチンカーなどが出入りできるように整備すること。
- ・より良い提案があれば、提案を行うこと。
- ・公園施設整備に関する要求事項については監督職員と協議の上、妥当性が判断された場合は変更できるものとする。

第3章 提出書類

第9条（提出書類）

受注者は、業務着手にあたって次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 納品書
- (6) その他発注者が必要とする書類

第10条（管理技術者、担当技術者、照査技術者等）

管理技術者：技術士（総合技術管理部門：建設—都市及び地方計画）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、ランドスケープアーキテクト（RLA）、RCCM(造園)のいずれかの資格を有する者とする。

照査技術者：技術士（総合技術管理部門：建設—都市及び地方計画）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、ランドスケープアーキテクト（RLA）、RCCM（造園）のいずれかの資格を有する者とする。

担当技術者：担当技術者の内1名は下記の資格を有する者とする。

技術士（総合技術管理部門：建設—都市及び地方計画）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、ランドスケープアーキテクト（RLA）、RCCM(造園)のいずれかの資格を有する者とする。

第11条（成果品）

提出する成果品は、以下に示す通りとする。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) あわら市駅前児童公園実施設計業務 報告書 | 2部 |
| (2) 実施設計図 | 2部（報告書内） |
| (3) 各種数量計算 | 2部（報告書内） |
| (4) 工事費算出書 | 2部（報告書内） |
| (5) 測量成果簿 | 2部（報告書内） |
| (6) 照査報告書 | 2部（報告書内） |
| (7) 打合せ記録簿 | 2部（報告書内） |
| (8) 上記電子データ（CD-R等） | 2部 |
| (9) その他必要資料 | 1式 |

第 12 条（成果品の帰属）

成果品はすべて発注者の所有として発注者の承認を得ないで他に公表、貸与してはならない。